



三重県公報

平成22年12月21日（火）

第 2251 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
693	字の区域を変更する旨の届出	(市町行財政室)	2
694	有害な図書類の指定	(こども未来室)	3
695	放置自動車の廃物としての認定	(ごみゼロ推進室)	4
696	保安林の指定を解除する旨	(森林保全室)	4
697	保安林の指定をする予定である旨の通知	(同)	4
698	同件	(同)	5
699	同件	(同)	5
700	同件	(同)	5
701	定置漁業の免許	(水産資源室)	6
702	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興室)	6
公 告			
	土地改良区の解散認可	(農地調整室)	7
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	同件	(同)	8
	換地処分を行った旨	(同)	8
	農業振興地域整備基本方針の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	8

告 示

三重県告示第 693 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、桑名市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、桑名市長から届出がありました。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 桑名市大字下深谷部字蛇谷に編入する区域
桑名市大字下深谷部字岡越 1522 の 1 の一部、1526 の一部、1529 の 1、1529 の 2 の一部、1529 の 3 の一部、1530 の 1 から 1530 の 4 まで、1533、1534 の 1 の一部、1534 の 2 の一部、1535 から 1537 まで、1538 の 1 の一部、1538 の 2 の一部、1539 の 2 の一部、1540 の 2 の一部、1540 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- 2 桑名市大字下深谷部字前並に編入する区域
桑名市大字下深谷部字岡越 1502 の 1 の一部、1503 の一部、1506 の一部、1507 の一部、1508 の 1 の一部、1508 の 2 の一部、1508 の 4 の一部
- 3 桑名市大字下深谷部字岡越に編入する区域
桑名市大字下深谷部字蛇谷 1830 の 1 の一部、1830 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字蛸塚新田字温泉 719 の 4 の一部、719 の 6 の一部、722 の一部、723
- 4 桑名市大字蛸塚新田字温泉に編入する区域
桑名市大字下深谷部字岡越 1539 の 1 の一部、1541 の一部、1552 の一部、1552 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに大字蛸塚新田字温泉 1591 の 1 に隣接する字岡越の道路、水路である公有地の一部
- 5 桑名市大字下深谷部字山王に編入する区域
桑名市大字下深谷部字岡越 1519 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、桑名市大字下深谷部字前並 1848、1863、大字下深谷部字蛇谷 1793 の一部、1808 の 6 の一部、1811 の 1 の一部、1811 の 2 の一部、1811 の 3 の一部、1811 の 21 の一部、1812 の一部、1822、1828 の一部、1829 の一部、1829 の 1 の一部、1830 の 1 の一部、1842 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字下深谷部字山之城 2505 の 1 の一部、2503 の一部、2332 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
- 6 桑名市大字下深谷部字桃木谷に編入する区域
桑名市大字下深谷部字柿ノ木原 2878 の 1 から 2878 の 3 までの各一部、2880 の 1 の一部、2882 の一部、2882 の 1 の一部、2882 の 2 の一部、2883 の 1 の一部、2883 の 2 の一部、2884 の 1、2884 の 2、2885 の 7、2885 の 17、2888、2889 の 1、2889 の 2、2890 の 1、2890 の 2、2891 の 1、2891 の 2、2892 の 1、2892 の 2、2893 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
- 7 桑名市大字下深谷部字柿ノ木原に編入する区域
桑名市大字下深谷部字桃木谷 2828、2854、2855 の一部、2859 の一部、2864 の一部、2866 の一部、2867 の一部、2869 から 2871 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、大字下深谷部字小次郎谷 2786 の一部、2799 の 1 の一部、2800 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字下深谷部字奥條 2770 の 1 の一部、2770 の 2 の一部、2771 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- 8 桑名市大字下深谷部字小次郎谷に編入する区域
桑名市大字下深谷部字奥條 2770 の 1 の一部、2771 の一部、2772 の 1 の一部、2772 の 2 の一部、2773 の 1 の一部、2774 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに 2773 の 1 に隣接する道路、水路である公有地の一部
- 9 桑名市大字下深谷部字奥條に編入する区域
桑名市大字下深谷部字鞍之谷 2699 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字下深谷部字小次郎谷 2778 の一部、2780、2782 の一部、2783 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字下深谷部字本堂 3279 の一部、3279 の 1 の一部、3280 の一部、3281、3282 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

10 桑名市大字下深谷部字鞍之谷に編入する区域

桑名市大字下深谷部字奥條 2722 の 1 の一部、2722 の 2、2732 の 1 の一部、2732 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字下深谷部字小次郎谷 2778 の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字下深谷部字本堂 3282 の 1 の一部、3282 の 2、3283 の一部、3284 の 1、3284 の 2、3285 の一部、3287 の 1 の一部、3287 の 2 の一部、3288 の 1 の一部、3288 の 2 の一部、3290 の 1 の一部、3297 の 1 の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 3289 \\ 3298 \end{smallmatrix} \right)$ の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 3289 \\ 3298 \end{smallmatrix} \right)$ の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 3299 の 1、3300 に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字下深谷部字山王 2652 に隣接する道路、水路である公有地の全部

11 桑名市大字下深谷部字本堂に編入する区域

桑名市大字下深谷部字的場 $\left(\begin{smallmatrix} 3010 \\ 3011 \end{smallmatrix} \right)$ の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 3010 \\ 3011 \end{smallmatrix} \right)$ の 1 の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 3010 \\ 3011 \end{smallmatrix} \right)$ の 2 の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 3010 \\ 3011 \end{smallmatrix} \right)$ の 3、3012 の一部、3014 の一部、3108 の一部、3109 の一部、3110、3111 の 1、3116、3117 の 1、3117 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

12 桑名市大字下深谷部字的場に編入する区域

桑名市大字下深谷部字本堂 3154 の一部

13 桑名市大字下深谷部字中繩手に編入する区域

桑名市大字下深谷部字北川原 $\left(\begin{smallmatrix} 4038 \\ 4040 \end{smallmatrix} \right)$ の一部、4041、4041 の 1、4042 の 1 の一部、4044 の 5 の一部、4045 の一部、4045 の 2 の一部、4045 の 3 から 4045 の 7 まで、4045 の 8 の一部、 $\left(\begin{smallmatrix} 4046 \\ 4048 \end{smallmatrix} \right)$ の 8 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字下深谷部字堂之下 3664 の 4 から 3664 の 6 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字中繩手 3995、4025、4025 の 1、4026、4027 に隣接する字堂之下の道路、水路である公有地の全部

14 桑名市大字下深谷部字北川原に編入する区域

桑名市大字下深谷部字中繩手 4032 の 2 の一部、4032 の 3 の一部、4032 の 4 の一部、4033 の 4 の一部、4033 の 5 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

15 桑名市大字下深谷部字堂之下に編入する区域

桑名市大字下深谷部字三砂前 3707 の 1、3708 の 1、3709 の 1、3710 の 1 の一部、3734 の一部、3735、3735 の 1 の一部、3736、3737、3737 の 1、3738 から 3741 まで、3742 の 1、3742 の 2、3743 の 1、3743 の 2、3745、3746 の 1、3746 の 2、3747 の 1、3747 の 2、3748、3749 の一部、3750 の一部、3754 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

16 桑名市大字下深谷部字三砂前に編入する区域

桑名市大字下深谷部字才教田 3806 の一部、3806 の 1、3807、3807 の 1 の一部、3808 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字上深谷部三砂前 82 の一部、83 の一部、86 の一部、86 の 1 の一部、87 の一部

17 桑名市大字上深谷部三砂前に編入する区域

桑名市大字下深谷部字三砂前 $\left(\begin{smallmatrix} 3712 \\ 3717 \\ 3721 \\ 3727 \end{smallmatrix} \right)$ の一部、3720 の一部、3780 の一部、3786 の 1 から 3786 の 3 までの各一部、3787 の 1 の一部、3787 の 2 の一部、3787 の 3、3798 の 1 の一部、3800 の 1 の一部、3800 の 2 の一部

三重県告示第 694 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 12 条第 1 項の規定により、有害な図書類として次のとおり指定しました。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	種別	題名	発行所	発行年月日	指定年月日	指定理由
1	書籍	マリファナ・ハイ	第三書館	1986 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 21 日	犯罪を誘発するおそれがあるため、青少年に見せ、又は読ま

2	書籍	マリファナ・ ^{エックス} X	第三書館	1995年7月25日	平成22年 12月21日	せることがその健全な育成を 阻害すると認められる。
---	----	--------------------------	------	------------	-----------------	------------------------------

三重県告示第 695 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第81条第1項の規定により放置自動車を廃物として認定するため、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、告示の日の翌日から14日を経過した日以後において、当該放置自動車を廃物として認定します。

平成22年12月21日

三重県知事 野 呂 昭 彦

放置されていた場所	放置自動車の車名	放置自動車の種別	放置自動車の塗色	放置自動車の台番号	連絡先
桑名市大字増田地内 (員弁川)	トヨタ スプリンター マリノ	普通自動車	白	A E 101-5108377	環境森林部 ごみゼロ推進室
四日市市朝明町 2531-52 地先	三菱自動車工業 ミニカ	軽自動車	紫	H31A-0135822	環境森林部 ごみゼロ推進室

三重県告示第 696 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成22年12月21日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町阿曾浦字ウクラ山345の394
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
水道施設用地とするため

三重県告示第 697 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成22年12月21日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡大紀町大内山字奥唐子4416の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 698 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
名張市長瀬字上出 1282、1282 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 699 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町栗谷字大田 222 の 6
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 700 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯高町森字宇藤木山 1979 の 2、1979 の 16、字布引 1980 の 1、1980 の 3、1980 の 5、1980 の 6、1981 の 3、1981 の 4、1992、1992 の 1、1992 の 2、1992 の 4、1992 の 7、1992 の 8、1992 の 11、1992 の 13、1992 の 15、1994 の 4、字布引山 1993 の 8、1993 の 16、1994 の 1

- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 701 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定により、平成 22 年 12 月 10 日、定置漁業を次のとおり免許しました。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 漁場計画の際の公示番号
平成 22 年三重県告示第 497 号
- 2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号
別紙のとおり
「別紙」は省略し、三重県農水商工部水産資源室及び伊勢農林水産商工環境事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。
- 3 免許の内容等
平成 22 年三重県告示第 497 号のとおり

三重県告示第 702 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ名張店
名張市鴻之台一番町 72 番の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
代表取締役 深町 勝義
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	深町 勝義

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 23 年 8 月 10 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,936 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
266 台
- (2) 駐輪場の収容台数
30 台
- (3) 荷さばき施設の面積
108 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
31.50 m³

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前 7 時	午後 8 時 30 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 45 分から午後 8 時 45 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで
- 7 届出の日
平成 22 年 12 月 9 日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 22 年 12 月 21 日から平成 23 年 4 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、三雲土地改良区（松阪市曾原町 666 番地）の解散を平成 22 年 12 月 14 日認可しました。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営ほ場整備事業（担い手育成型）中瀬川南地区荒木換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 22 年 12 月 22 日から平成 23 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧の場所
伊賀市役所産業建設部農村整備課（伊賀市馬場 1128 番地 伊賀市阿山支所）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営ほ場整備事業（担い手育成型）中瀬川南地区西明寺換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 22 年 12 月 22 日から平成 23 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧の場所
伊賀市役所産業建設部農村整備課（伊賀市馬場 1128 番地 伊賀市阿山支所）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業下深谷地区の換地処分を行いました。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 5 条第 1 項の規定により、三重県農業振興地域整備基本方針を平成 22 年 12 月 10 日に変更しました。

なお、関係書類は、三重県農水商工部農地調整室に備え置いて縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 22 年 12 月 21 日

三重県病院事業庁長 南 清

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
こころの医療センター医療情報システムの導入・移行及び保守業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有する必要があります。
 - (3) 委託期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日（木）24 時までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札（試行）

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札（試行）です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 「医療情報システムの導入・移行及び保守業務委託総合評価方式一般競争入札技術審査会」において失格と判断された者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 23 年 1 月 7 日（金）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山一丁目 12 番 1 号

三重県立こころの医療センター運営調整部医事会計課 担当 常川

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援室企画支援グループ システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 23 年 1 月 5 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 23 年 1 月 11 日（火）までに通知します。

(6) 提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成 23 年 1 月 12 日（水）から同月 20 日（木）13 時まで

イ 場所 5(1)に掲げる部局

ウ 提出方法 提案書等の提出は、郵送のみとし、一般書留又は簡易書留としてください。また、封筒等の外側に「こころの医療センター医療情報システムの導入・移行及び保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) プレゼンテーションの実施

平成 23 年 1 月 31 日（月）にプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションを行った者は、本件入札の受託者となった場合、業務の遂行責任者として従事していただきます。

なお、プレゼンテーションの実施時刻、実施場所等の詳細については、別途通知します。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 23 年 2 月 1 日（火）13 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きのうえ、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 23 年 2 月 1 日（火）12 時

なお、津城山郵便局へは平成 23 年 1 月 25 日（火）から同年 2 月 1 日（火）12 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山三丁目 11 番 14 号

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部医事会計課

案件名 こころの医療センター医療情報システムの導入・移行及び保守業務委託（朱書き）

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 23 年 2 月 1 日（火）13 時 30 分

場所 三重県津市城山一丁目 12 番 1 号

三重県立こころの医療センター運営調整部医事会計課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更正（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最も高い評価点を得た者としてします。入札者の評価点は、別記「落札者決定基準」の規定するところにより、算定します。

ただし、低入札価格調査基準価格に満たない額による入札を行った者があった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の結果、失格となった者以外の者のうち、予定価格の制限の範囲内において最も高い評価点を得た者を落札者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は、落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

System implementation, transition and maintenance of medical information, Mie Prefectural Mental Medical Center.

(2) Submission of Proposal

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Wednesday, January, 12, 2011 and 1 P.M. on Thursday, January, 20, 2011.

(3) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1 P.M. on Tuesday, February, 1, 2011.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January, 25, 2011 and 12 A.M. on Tuesday, February, 1, 2011.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M. on Tuesday, February, 1, 2011.

(5) Managing Authority :

Division of Accounts and Medical Affairs, Mie Prefectural Mental Medical Center 1-12-1 Shiroyama, Tsu city, Mie, 514-0818, Japan

TEL:059-235-2125

別記 落札者決定基準

本調達に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために、提案書内容及び入札価格の2つの観点で評価する。

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、当センターにとって最適な事業者を選定するため、提案書内容の評価及び入札価格の評価を合計する総合評価方式を採用し、予定価格の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 提案書内容の評価

「提案書評価表」に基づき提案書内容の評価し、「技術評価点」を与える。ただし、詳細仕様書（別紙含む。）に条件及び要件と記載した項目について、実現しないと記載した場合又は実現すると記載しても条件及び要件を満たさないと判断される場合は落札者とししない。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格等に対する点数（以下、「入札価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)の「技術評価点」と(2)の「入札価格評価点」の合計点を総得点とし、最も高い者を落札者とする（予定価格の制限の範囲内において、入札があったことを前提とする。）。

(4) 有効数字

「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。また、「入札価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下16桁までを有効とし、17桁目以降を切り捨てる。

(5) 総得点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「入札価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「入札価格評価点」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

2 提案書内容の評価

提案書内容の評価は、以下の手順で行う。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定する。

ア 全体概要：業務の理解度、基本的な考え方に係る部分

イ システム導入業務：入札者のシステム導入能力及び導入システムの機能に係る部分

ウ 移行業務：入札者の移行業務能力に係る部分

エ マニュアル作成業務：入札者のマニュアル作成業務能力に係る部分

オ 研修支援業務：入札者の研修支援業務能力に係る部分

カ システム保守業務：入札者のシステム保守業務能力に係る部分

キ 導入スケジュール：導入スケジュールに係る部分

ク プロジェクト管理体制等：入札者のプロジェクト管理体制等に係る部分

(2) 配点方法

技術評価点の満点を1,000点として、次のように上記ア～ク単位に点数を配点する。

<配点設定>

ア 全体概要：20点

イ システム導入業務：600点

ウ 移行業務：80点

エ マニュアル作成業務：20点

オ 研修支援業務：40点

カ システム保守業務：200点

キ 導入スケジュール：20点

ク プロジェクト管理体制等：20点

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1 から 100 までの項目加重点を項目ごとに設定する。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、0 点から 10 点までの 11 段階で評価する。

ア 当センターで想定していた提案であれば「5 点」（これを「基準点」という。）とする。

イ 非常に優れた提案は「9 点」とする。

ウ 非常に低いレベルの提案は「1 点」とする。

エ その中間レベルは「7 点」又は「3 点」とする。

オ 記述のないものは「0 点」とする。

カ 同点の者が 2 以上あり、提案内容に差がある場合は、他とのバランスを考慮したうえで 1 点加点又は減点する。

(5) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は以下の式で行う。

ア 調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

イ 大分類評価点＝大分類の中での調整後項目評価点の合計

ウ 調整後大分類評価点＝大分類配点×（大分類評価点／大分類満点）

エ 技術評価点＝調整後大分類評価点の合計

（大分類満点は、大分類内の全評価項目の項目評価点が 10 点であった時の大分類評価点）

<計算方法の例：ある大分類に項目 A から F までである場合>

評価項目	項目加重点	項目評価点	調整後項目評価点
項目 A	2	5	2×5=10
項目 B	3	5	3×5=15
項目 C	4	6	4×6=24
項目 D	3	7	3×7=21
項目 E	2	4	2×4= 8
項目 F	4	3	4×3=12
大分類評価点			90

大分類配点を 100 点とする。

大分類満点 = 2×10+3×10+4×10+3×10+2×10+4×10=180

調整後大分類評価点＝大分類配点×（大分類評価点／大分類満点）

=100×（90／180）=50

上記の考え方により、「全体概要」、「システム導入業務」、「移行業務」、「マニュアル作成」、「研修支援業務」、「システム保守業務」、「導入スケジュール」及び「プロジェクト管理体制等」について計算し、合計する。

3 価格面の評価

価格面の評価は、入札金額に基づいて以下の手順で行う。

(1) 費用区分の設定

「年度別内訳書」の項目に対応して、次のように費用区分を設定する。

ア システム導入費用

イ ハードウェア・ソフトウェア費用

ウ システムの導入に伴う付帯作業費用

エ システム保守業務費用

上記のアからエまでを総称して入札金額と呼ぶ。

(2) 入札価格評価点の算出方法

以下の計算式にて得点を計算する。

入札価格評価点＝1,000×（1－入札金額／評価基準額）

評価基準額は、入札に当たっての評価のための数値（税抜き金額）であり、予定価格ではない。なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合には、落札者とししない。

本件に係る評価基準額は、以下のとおりである。

評価基準額＝128,500,000 円（税抜き）

4 評価値の算出方法及び全体の点数配分

技術評価点と入札価格評価点のバランスについては、1対1とする。従って、入札者の獲得する評価値は、技術評価点と入札価格評価点の和となる。

評価値＝技術評価点満点×（1－入札金額／評価基準額）＋技術評価点

技術評価点満点＝入札価格評価点満点＝1,000

技術評価点満点×（1－入札金額／評価基準額）＝入札価格評価点満点×（1－入札金額／評価基準額）
＝1,000×（1－入札金額／評価基準額）＝入札価格評価点

故に、評価値＝入札価格評価点＋技術評価点

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
